

① 要介護状態の介護保険適用サービスの料金（2021年4月改定のもの）

通所介護基本料金【3時間以上4時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	3,680円	368円	736円
要介護2	4,210円	421円	842円
要介護3	4,770円	477円	954円
要介護4	5,300円	530円	1,060円
要介護5	5,850円	585円	1,170円

通所介護基本料金【4時間以上5時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	3,860円	386円	772円
要介護2	4,420円	442円	884円
要介護3	5,000円	500円	1,000円
要介護4	5,570円	557円	1,114円
要介護5	6,140円	614円	1,228円

通所介護基本料金【5時間以上6時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	5,670円	567円	1,134円
要介護2	6,700円	670円	1,340円
要介護3	7,730円	773円	1,546円
要介護4	8,760円	876円	1,752円
要介護5	9,790円	979円	1,958円

通所介護基本料金【6時間以上7時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	5,810円	581円	1,162円

要介護2	6,860円	686円	1,372円
要介護3	7,920円	792円	1,584円
要介護4	8,970円	897円	1,794円
要介護5	10,030円	1,003円	2,006円

通所介護基本料金【7時間以上8時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	6,550円	655円	1,310円
要介護2	7,730円	773円	1,546円
要介護3	8,960円	896円	1,792円
要介護4	10,180円	1,018円	2,036円
要介護5	11,420円	1,142円	2,284円

通所介護基本料金【8時間以上9時間未満利用の場合】

区分	利用1回毎の料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要介護1	6,660円	666円	1,332円
要介護2	7,870円	787円	1,574円
要介護3	9,110円	911円	1,822円
要介護4	10,360円	1,036円	2,072円
要介護5	11,620円	1,162円	2,324円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面などでお知らせします。その際は別途、署名捺印を求める場合があります。

時間延長サービス体制について

日常生活上の世話（通常の通所介護のサービス）を行った後に引き続き、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

【9時間以上の時間延長をしてサービスを行った場合】

算 定 区 分	基本利用料	自己負担額 (1割)	自己負担額(2割)
9時間以上 10時間未満の場合	500円	50円	100円
10時間以上 11時間未満の場合	1,000円	100円	200円
11時間以上 12時間未満の場合	1,500円	150円	300円
12時間以上 13時間未満の場合	2,000円	200円	400円
13時間以上 14時間未満の場合	2,500円	250円	500円

以下の場合には全額自己負担となります。

独自有償サービス	介護保険を使用せず、サービスを希望した場合 ※別紙契約書をもって契約の締結が必要です。(注1)
介護保険の限度額を超えるサービス	支給限度額を超えるサービス利用(利用料金は)をする場合は全額利用者の自己負担となります。

(注1) 事業者へ直接、お申し込みが必要になります。

【加算：全時間単位同等】

以下の要件を満たす場合、前項の基本料金部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
入浴加算(I)	入浴提供を受けた場合 ※1回あたりの料金	400円	40円	80円
入浴加算(II)	入浴提供を受けた場合 ※1回あたりの料金	550円	55円	110円
中重度者ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(注1~注3)	450円	45円	90円
		※1回利用毎に加算されます。		
認知症加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(注3~注5)	600円	60円	120円
		※1回利用毎に加算されます		
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症との診断を受けている場合	600円	60円	120円
		※1回利用毎に加算されます。		
サービス提供体制強化加算(II)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(注6)	180円	18円	36円
		※1回利用毎に加算されます。		
送迎減算	家族が送迎をした場合及び利用者が自ら通う場合(片道料金)	-470円	-47円	-94円

同一建物内送迎減算	併設のサービス付き高齢者住宅【そよかぜ】に入居している場合（注9）	-940円	-94円	-188円
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に準じて介護職員の賃金や労働条件にまつわる改善等を実施しているもの	※合算された利用料金の5.9%の額（注7）		
特定処遇改善加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に準じて介護職員の賃金や労働条件にまつわる改善等を実施しているもの	※合算された利用料金、介護職員処遇改善加算の1.0%の額（注8）		
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	全事業所対象加算	令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする		
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算	当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%減少している場合	所定の単位数の3%を加算		

（注1） 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者が3割以上占めていることによるもの。

（注2） 指定通所介護を行う時間帯を通じて、当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を一名以上配置している場合。

（注3） 法で定める常勤換算に対して規定の職員数より2人以上多く配置している。

（注4） 認知症介護実践者修了者を常勤で1名以上配置している場合。

（注5） 認知症利用者の割合が一定以上占めている場合。

（注6） 介護等事業所配置の介護福祉士が50%以上であることによるもの。

（注7） 当該加算は区分支給限度額の算定対象（介護保険外ということ）からは除かれます。（利用形態により個々に加算料金は異なります。）

（注8） 従前の介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲを取得している事業所・施設において、おもに「勤続10年以上の介護福祉士」の処遇改善を行う事を基本として、要件を満たせば取得可能なものである。

（注9） 当該減算は区分支給限度額の算定対象（介護保険外ということ）からは除かれます。

② その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき100円の実費をいただきます。
その他	利用者が日常生活において個別に通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 例（レクリエーション資材、趣向活動物品、特定の塗り絵パズルなど）

③ キャンセル料について

利用予定直前（注1）でサービス提供をキャンセルした場合や、著しく一方的理由での利用キャンセルにおいては別途料金をいただく場合があります。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（注1） ※前日までご一報いただければ発生しません。

利用当日のキャンセル	利用者負担金の70%の額をいただきます。
------------	----------------------